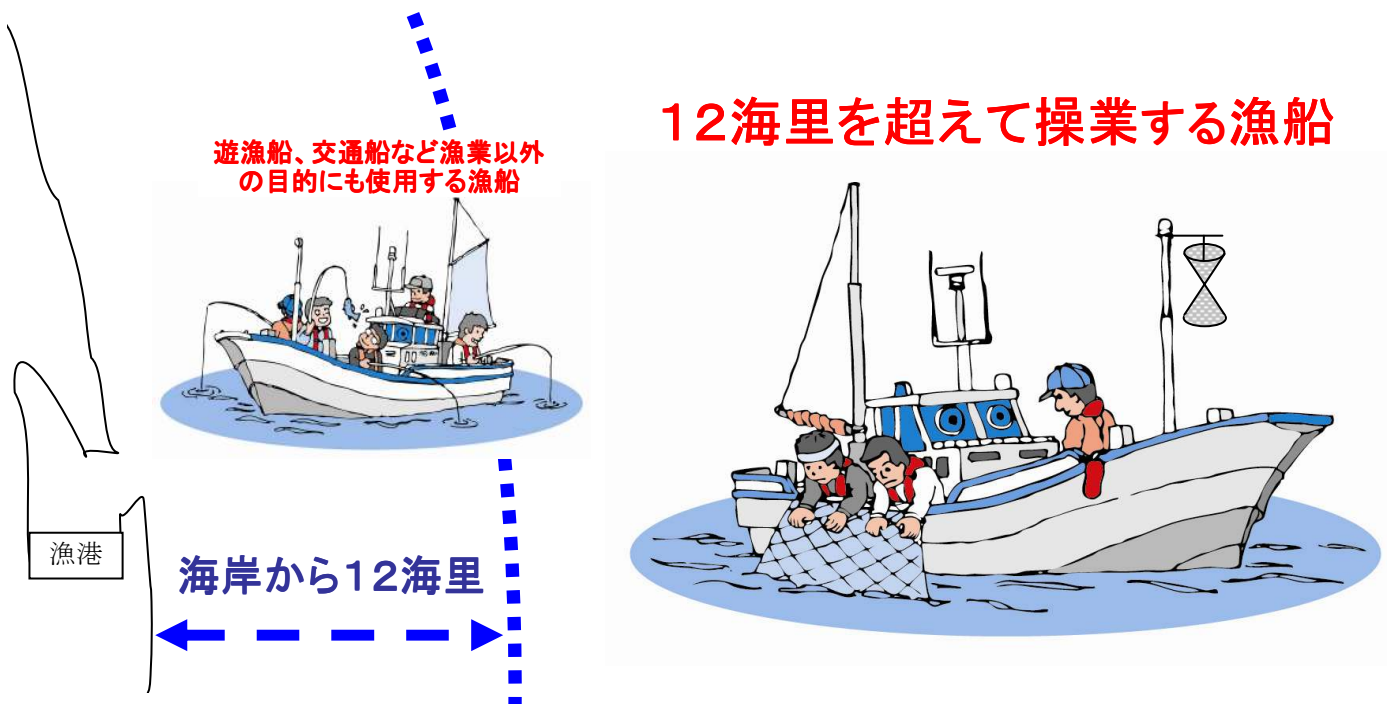


小型漁船の船検

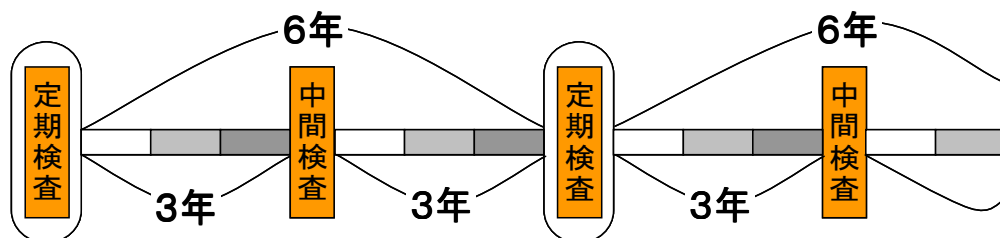
海岸から12海里を超えて操業する小型漁船は、船舶安全法に基づく船舶検査(船検)が必要です。

船検を受けなければならない小型漁船



「12海里を超えて操業する小型漁船」や「遊漁船、交通船など漁業以外の目的にも使用する小型漁船」は、必ず船舶検査が必要です。

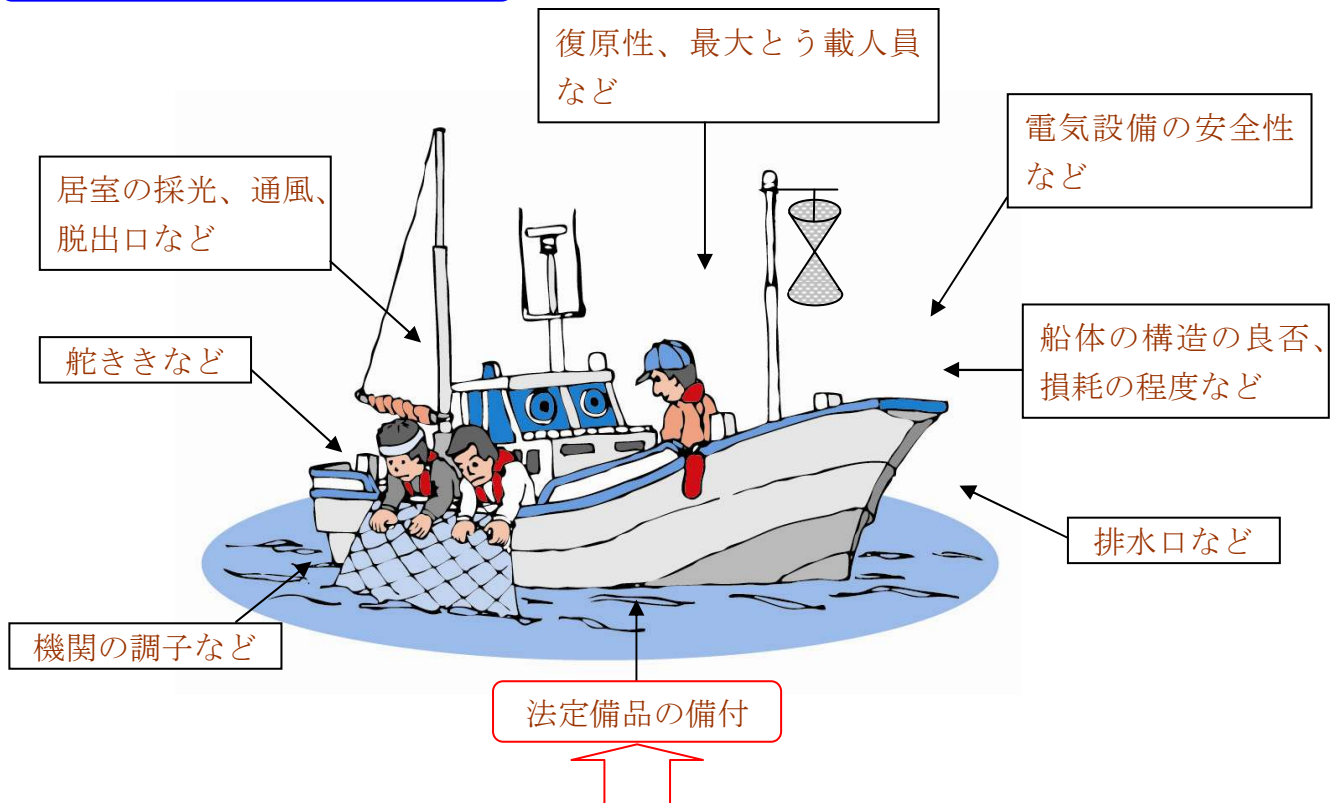
船検は3年に1回です



船検には定期検査と中間検査があり、定期検査は初めて船舶を航行させるとき又は船舶検査証書の有効期間が満了したときに受ける精密な検査、中間検査は定期検査と定期検査の中間に受ける簡単な検査です。

船舶検査を受けなければならない船舶を船舶検査を受けずに航行させると船舶安全法違反となり、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

こんな検査が行われます



主な法定備品

- ・船灯一式（マスト灯、げん灯、船尾灯、紅灯、漁業灯）
- ・漁業形象物（一式）、黒球（3個）
- ・汽笛（全長12m未満不要）・号鐘（全長20m未満不要）又は音響信号器具
- ・自動拡散型消火器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環
- ・コンパス、工具(1式)、アンカー、アンカーロープ、係船ロープ等

船検の役割

- ◆浸水及び転覆の防止のために
船体の構造、損耗の程度、復原力、浮力等を確認し、最大搭載人員を決める
- ◆火災及び爆発の防止のために
機関室等火気使用場所、電気設備、絶縁抵抗、プロパンガスの配管、バッテリーの格納場所の安全性を確認する
- ◆衝突及び漂流の防止のために
機関、プロペラ等の構造強度、航海用具、航海灯等、急発進防止装置、脱出・救命・消火設備を確認する

船検について、くわしいことは、
JCIの右記事務所へお問合せ下さい。

 **日本小型船舶検査機構**

〒102-0073千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル
電話03(3239)0821(代)